



ふるべー



家庭ごみ 有料化・戸別収集 特集号

4月1日(月)から家庭ごみ有料化・戸別収集



2月21日(木)から 指定収集袋を 販売

4月1日(月)から、家庭ごみ有料化・戸別収集がはじまります。
 4月からの資源とごみの収集カレンダー・パンフレットと、資源とごみを出す時に使用する指定収集袋の見本を、2月7日(木)からすべての世帯に配布します。
 また、2月21日(木)からは、指定収集袋の販売をはじめます。詳しくは、収集カレンダー・パンフレットをご覧ください。
 家庭ごみ有料化・戸別収集にご協力をお願いします。

問合せ 資源循環課 ☎042(346)9535

2月7日(木)から 収集カレンダー・パンフレット 指定収集袋の見本(5袋)をすべての世帯に配布

4月～9月の資源とごみの収集日、出し方、指定収集袋の取扱店などを掲載した収集カレンダー・パンフレットと指定収集袋の見本を、2月7日(木)から16日(土)までに、すべての世帯に配布します。収集カレンダーは、4月からの収集地区割(右表)ごとに異なる内容です。指定収集袋は、燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用の3種類があり、大きさは4種類(5ℓ、10ℓ、20ℓ、40ℓ)あります。指定収集袋の見本は、燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用の3種類と、4種類の大きさが確認できるように、種類、大きさが異なる5袋です。指定収集袋の見本は、4月から実際に使用できます。

4月からの収集地区割

A地区	中島町・たかの台 小川町1丁目・栄町・小川西町
B地区	小川町2丁目・小川東町 学園東町・仲町
C地区	上水新町・上水本町 津田町・学園西町
D地区	美園町・天神町 大沼町・花小金井
E地区	上水南町・喜平町・回田町 御幸町・鈴木町・花小金井南町

①収集カレンダー・パンフレット



②指定収集袋の見本(種類、大きさが異なる5袋)



③市からのお知らせ

4月1日(月)から、
家庭ごみ有料化・
戸別収集・分別変更
が実施されます。

①～③を
ひとつの袋に
まとめて配布
します

2月21日(木)から 指定収集袋を販売

2月21日(木)から、燃やすごみ用、燃やさないごみ用、プラスチック製容器包装用の指定収集袋を、市内、小平市近隣のスーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどで販売します。4月からは有料の指定収集袋で出してください。指定収集袋取扱店は、収集カレンダー・パンフレットと、同封の市からのお知らせに掲載するほか、2月上旬からは小平市ホームページ(右図のQRコードからアクセス)でもご覧になれます。
 ※指定収集袋は購入後の払い戻しはできません。大量に購入することを控えて、計画的な購入をお願いします。



指定収集袋取扱店
QRコード



詳しくは、収集カレンダー
ほかをご覧ください



分別、収集回数を変更

4月から、資源とごみの分別と、一部品目の収集回数が変わります。詳しくは、収集カレンダー・パンフレットをご覧ください。

◆プラスチック製容器包装の分別変更

部 分	現在の分別区分	変更後の分別区分
キャップ・フタ	プラスチック容器	プラスチック製容器包装
ラベル	ペットボトル ※ラベルは、はがさなくてよい。	
ボトル		
種 類	現在の分別区分	変更後の分別区分
硬質のもの (ボトル、弁当容器、キャップなど)	プラスチック容器	プラスチック製容器包装 ※4月1日からは、すべて資源化処理を行います。
軟質のもの (お菓子の袋、レジ袋など)	燃やすごみ	
発泡スチロール	燃やさないごみ	
汚れが落ちにくいもの (納豆のパック、調味料のチューブなど)	燃やさないごみ	

◆収集回数の変更

品 目	現在の収集回数	変更後の収集回数
燃やすごみ	毎週2回	毎週2回
燃やさないごみ		4週に1回
プラスチック製容器包装	毎週1回	毎週1回
プラスチック製容器包装以外の資源		2週に1回



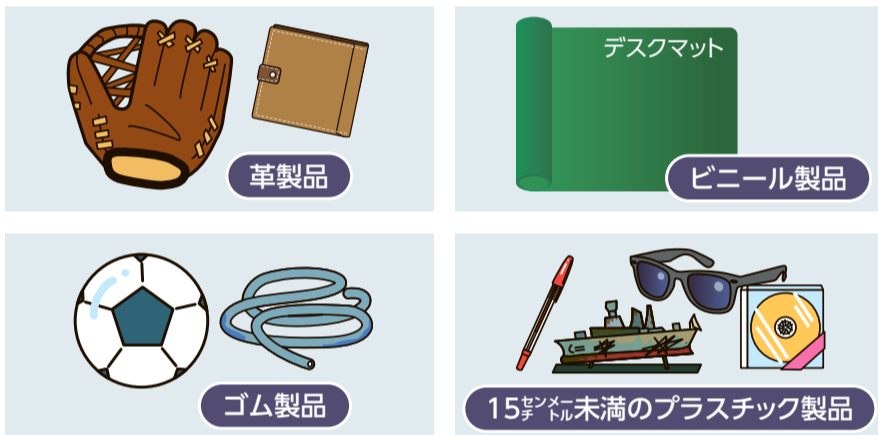
◆燃やすごみの種類が増えます

汚れが落ちにくいプラスチック製容器包装、革製品、ビニール製品、シリコン製品を含むゴム製品、15センチ未満のプラスチック製品は、燃やすごみになります。

◆粗大ごみを出すときは

粗大ごみを解体などして、有料の指定収集袋で出せるようになります。指定収集袋に入りきらないものは、これまでどおり粗大ごみとして申し込んでください。材質別に分けて指定収集袋の中に納め、必ず口を結んで、収集日に出してください。また、過度に重たくなならないよう、片手で持てる重さとし、重さで袋が破れないように出してください。

粗大ごみを解体などして出す例



市民説明会を開催

家庭ごみ有料化や戸別収集の実施方法、4月から変更になる資源とごみの分別などの説明会を開催します。

日 程 右表のとおり
申込み 当日、会場へ
 ※車での来場はご遠慮ください。
 ※席に限りがありますので、あらかじめご了承ください。
 ※会場の暖房設備が充分でないので、防寒対策をしてお越しください。
 ※手話通訳を希望する方は、各回の5日前までに、ファクシミリで障がい者支援課 (FAX042 (346) 9541) へお申し込みください。

	と き	と ころ
2月9日(土)	午前10時30分から	小平第三小学校体育館
	午後2時30分から	小平第十二小学校体育館
2月15日(金)	午後7時から	福祉会館5階市民ホール
2月16日(土)	午前10時30分から	小平第七小学校体育館
	午後2時30分から	小平第五小学校体育館
2月19日(火)	午後7時30分から	ルネこだいら中ホール
2月20日(水)	午後3時から	健康センター4階視聴覚室

※2月9日(土)・16日(土)は、室内履きをお持ちください。



指定収集袋の減免申請を受け付け

一定の条件に該当する世帯を対象に、平成31年度分の減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受け付けます。申請を受付後、対象となる世帯には3月下旬までに指定収集袋をお渡しします。

できませんのでご注意ください。

対 象 次のいずれかに該当する世帯

- ①生活保護を受給している
- ②児童扶養手当を受給している
- ③特別児童扶養手当を受給している
- ④国民年金の遺族基礎年金を受給している
- ⑤中国残留邦人等支援給付を受給している
- ⑥身体障害者手帳1級または2級を所持している方がいて、全員の市民税が非課税である
- ⑦愛の手帳1度または2度を所持している方がいて、全員の市民税が非課税である
- ⑧精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方がいて、全員の市民税が非課税である

持ち物 印鑑、申請書(お持ちの方)、確認書類(②③…手当受給証書、④…年金証書または年金振込通知書、⑥…身体障害者手帳、⑦…愛の手帳、⑧…精神障害者保健福祉手帳、⑥⑦⑧で平成30年1月1日時点で市外在住の方は、平成30年1月1日時点で在住していた市区町村の平成30年度の世帯全員の非課税証明書)

日 程 下表のとおり

	と き	と ころ
2月12日(火)~15日(金)	午前9時~11時30分	市役所5階504会議室
	午後1時30分~4時30分	
2月16日(土)	午前9時~11時30分	中央公民館2階学習室4
2月18日(月)	午前9時~11時30分	小川西町地域センター第一集会室
	午後1時30分~4時30分	東部市民センター和室
2月19日(火)・20日(水)	午前9時~11時30分 午後1時30分~4時30分	市役所5階504会議室

※2月21日(木)からは、資源循環課(市役所4階)で受け付けます。
 ※4月1日(月)からは、資源循環課はリサイクルセンター(小川東町5丁目19番10号)へ移転します。移転後は市役所では受け付け